

令和7年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するため、提案する。
- (2) 改正内容 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給しない手当の範囲から、住居手当を削除する。(第21条第2項)
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年9月文京区条例第24号）の一部改正
暫定再任用職員に対して支給しない手当の範囲から、住居手当を削除する。（付則第9項）

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - 育児・介護休業法の一部改正に伴う規定の整備
 - ア 職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大（第9条の3）
「三歳に満たない子」 → 「小学校就学の始期に達するまでの子」
 - イ 子の看護休暇の見直しに伴う名称の変更（第15条第1項第1号及び第2号）
「子の看護休暇」 → 「子の看護等休暇」
 - ウ 介護両立支援制度等に係る規定の追加（第16条の4及び第16条の5）
 - ① 任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）に係る周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を定める。
 - ② 任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に係る周知を行わなければならない旨を定める。
 - ③ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を定める。
 - エ その他規定の整備
 - (3) 施行期日 令和7年4月1日

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するため、提案する。
- (2) 改正内容 定年前再任用短時間勤務職員に対して支給しない手当の範囲から、住居手当を削除する。(第32条の2)
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年9月文京区条例第33号)の一部改正
暫定再任用職員に対して支給しない手当の範囲から、住居手当を削除する。(付則第9項)

4 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
育児・介護休業法の一部改正に伴う規定の整備
 - ア 職員が請求した場合に超過勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大(第11条の2)
「三歳に満たない子」 → 「小学校就学の始期に達するまでの子」
 - イ 子の看護休暇の見直しに伴う名称の変更(第17条第1項第1号及び第2号)
「子の看護休暇」 → 「子の看護等休暇」
 - ウ 介護両立支援制度等に係る規定の追加(第18条の4及び第18条の5)
 - (イ) 教育委員会は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)等の周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(以下「請求等」という。)に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を定める。
 - (ロ) 教育委員会は、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し、介護両立支援制度等に係る周知を行わなければならない旨を定める。
 - (ハ) 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を定める。
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

5 令和7年度文京区一般会計補正予算